

計画の概要【第1章2・3】

- 位置付け：基本構想が示す将来像の一つである「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、杉並区保健福祉計画を構成する子ども家庭分野の計画として策定し、区の子ども・子育て施策を展開していくための基本的な方向性と取組を示す。
- 包含計画：「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援市町村行動計画」「母子保健計画」「母子家庭及び寡婦の生活と安定と向上のための措置に関する計画」包含計画のうち、これまで独立した個別計画として策定していた「子ども・子育て支援事業計画」は、国の基本指針が示す必須記載事項及び各事業の「量の見込み」と「確保策」の目標値等を、独立した章として記載
- 計画期間：包含する「子ども・子育て支援事業計画」との整合を図り、本来5年間であるが、現行の第2期計画の計画期間に引き続く令和5・6年度（2年間）のみとする。

計画の目標

○全体目標【第3章1】：すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち＜基本構想：子ども分野の将来像＞

- 取組の方向性【第1章1(3)】
    - ▶子どもの権利を大切にし、子どもが主人公となるような取組を進める
    - ▶子どもの個性に応じた育ちを社会全体で支援する
    - ▶安心して子どもを産み、育てられる環境をつくる
- 3つの方向性から5つの施策を構成

施策別の計画内容【第3章3】

**＜施策1＞子どもの権利を尊重し育ちを支える環境の整備・充実**

- ▶区立児童相談所の設置準備
- ▶子ども家庭支援センターの整備・機能強化
- ▶ひとり親家庭支援の充実
- ▶子どもの貧困対策の推進
- ▶ヤングケアラー支援の推進
- ▶子どもの権利擁護の推進

【主な取組指標】	
○児童虐待に関する相談・通告対応率	
令和3(2021)年度	100%
→令和6(2024)年度	100%

**＜施策2＞子どもの居場所づくりと育成支援の充実**

- ▶放課後等居場所事業の実施・充実
- ▶中・高校生の新たな居場所づくりの推進
- ▶次世代育成基金の活用推進
- ▶その他の子ども・青少年の健全育成支援の取組

【主な取組指標】	
○放課後等居場所事業利用者の満足度	
令和3(2021)年度	—
→令和6(2024)年度	85.0%以上

**＜施策3＞安心して子どもを産み育てられる環境の充実**

- ▶妊娠から子育て期の切れ目のない支援の充実
- ▶地域における子育て支援体制の充実
- ▶子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進
- ▶子育てにやさしいまちづくりの推進

【主な取組指標】	
○今後もこの地域で子育てをしたいと思う親の割合	
令和3(2021)年度	96.6%
→令和6(2024)年度	98.0%

**＜施策4＞働きながら安心して子育てできる環境の整備・充実**

- ▶保育施設等の整備・充実
- ▶保育の質の向上
- ▶多様なニーズに対応した保育サービスの推進
- ▶学童クラブの整備・充実
- ▶就学前教育の充実

【主な取組指標】	
○保育所利用者の満足度	
令和3(2021)年度	90.0%
→令和6(2024)年度	95.0%以上
○学童クラブ利用者の満足度	
令和3(2021)年度	—
→令和6(2024)年度	95.0%以上

**＜施策5＞障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備**

- ▶未就学児の療育体制の充実
- ▶学齢期の障害児支援の充実
- ▶地域における医療的ケア児の支援体制の整備

【主な取組指標】	
○療育が必要な未就学児の区内事業所通所率	
令和3(2021)年度	91.6%
→令和6(2024)年度	100%

子ども・子育て支援事業計画（第2期）中間見直し【第4章】

- 国の基本指針を踏まえ、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」について、令和4年度を始期に策定された総合計画・実行計画と整合を図ることを目的に、中間年の見直しを行う。
- 本章においては、国の基本指針で示された「区市町村子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項（右記のとおり）を、上位計画と整合を図りつつ計画化
- 同基本指針で任意記載事項とされている事業等を含む、子ども・子育て施策全般は、第1章から第3章までに記載

就学前の教育・保育	(1) 教育施設 ・私立幼稚園 ・区立子供園（短時間保育） (2) 保育施設 ・認可保育所 ・地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育） ・認可外保育施設等（認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、家庭福祉員グループ、定期利用、区立子供園（長時間保育）、私立幼稚園長時間預かり保育）	地域子ども・子育て支援事業	(1) 妊婦健康診査（妊婦健康診査事業） (2) すこやか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業） (3) 利用者支援（利用者支援事業） (4) 乳幼児親子のつどいの場（地域子育て支援拠点事業） (5) 乳幼児の一時預かり事業（一時預かり事業） (6) 延長保育（延長保育事業） (7) 病児保育（病児保育事業） (8) 小学生対象のファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業） (9) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業） (10) 子どもショートステイ（子育て短期支援事業） (11) 要保護児童等の支援のための事業（養育支援訪問事業） (12) 保護者の実費徴収に係る補助（実費徴収に係る補給給付事業） (13) 新規参入施設への巡回支援等（多様な事業者の参入促進・能力活用事業）
-----------	---	---------------	---

計画の推進に当たって【第5章】

- 関係機関等との連携
  - (1) 杉並区子ども・子育て会議（子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく区長の附属機関）への意見聴取及び計画化した各取組の進捗状況等の報告
  - (2) 庁内連携による分野横断的な課題への対応と施策の推進
  - (3) 就学前の教育・保育及び地域子育て支援事業者、関係機関、地域住民・団体等との連携による施策の推進
- 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検・評価  
 毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況の点検・評価を行い、結果を「杉並区子ども・子育て会議」に報告するとともに、区ホームページで公表

その他

- 令和5年4月の「こども家庭庁」創設後、これまで別々に作られてきた「少子化対策大綱」「子供若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」(\*)に一元化される。  
 ※こども大綱：こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるもの
- 区市町村は、国の大綱及び都道府県こども計画を勧案し、「区市町村こども計画」の策定に努めることとされており、令和7年度を始期とする次期計画については、「こども計画」となる可能性がある。今後も国の動向を注視しながら、令和5年末頃発出予定の「こども大綱」を踏まえ、計画に盛り込むべき事項や内容等の検討を行う。